

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第30号

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略 ア～ウ 略 エ <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間</u> オ～キ 略</p> <p>(9) <u>復職時調整 初任給等規則第34条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第7条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年香川県条例第69号）第9条の規定による号給の調整をいう。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(平成18年改正給与条例附則第5項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員)</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 平成18年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 切替日 平成18年4月1日をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～ウ 略 エ <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間</u></p> <p>オ～キ 略</p> <p>(9) <u>復職時調整 初任給等規則第34条又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第6条の規定による号給の調整をいう。</u></p> <p>(10) <u>再任用職員異動 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第7条第9項に規定する再任用職員について行う勤務時間等条例第3条第2項又は第3項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(平成18年改正給与条例附則第5項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員)</p>

第3条 略

(1)～(3) 略

(4) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

(5) 略

(平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料の支給)

第4条 略

(1)・(2) 略

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に改正前の初任給等規則第41条（第3項を除く。）又は職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第19項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条第1項の規定による号給の調整をされたものとした場合にこれらの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

第3条 平成18年改正給与条例附則第5項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員

(5) 略

(平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料として支給する。

(1)・(2) 略

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に改正前の初任給等規則第41条（第3項を除く。）又は職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第19項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条第1項の規定による号給の調整をされたものとした場合にこれらの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正給与条例附則第5項第1号に規定する暫定給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、基準級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額

(5) 略

2 略

(5) 略

2 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。